

資料 3-1

「こども運賃」で各種手帳を受給する方の I C 運賃の改定について

○現行運賃（令和 6 年 3 月 16 日改定）

※改定運賃

利用者等		運賃
大人	全部又は一部を現金で支払う場合	200 円
	全部を I C カードで支払う場合	200 円
各種手帳所持者	全部又は一部を現金で支払う場合	100 円
	全部を I C カードで支払う場合	100 円
小児		50 円
未就学児童		無料

※各種手帳

身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、東京都発行の精神障害者保健福祉手帳

○運賃改定案

1

利用者等		運賃
大人	全部又は一部を現金で支払う場合	200 円
	全部を I C カードで支払う場合	200 円
各種手帳所持者	全部又は一部を現金で支払う場合	100 円
	全部を I C カードで支払う場合	100 円
小児	全部又は一部を現金で支払う場合	50 円
	全部を I C カードで支払う場合	50 円
各種手帳所持者	全部を I C カードで支払う場合	25 円
未就学児童		無料

※各種手帳

身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、東京都発行の精神障害者保健福祉手帳

2 改定日案 令和 6 年 10 月 1 日（火）

小田急バス株式会社には、子育て世代応援の取り組みとして、新たに年間を通じて小児 I C 運賃を 50 円とする運賃改定を令和 6 年 4 月 1 日（令和 6 年 2 月 16 日リリース）から行いました。（現金は対象外）

小田急バスが運行する稲城市のコミュニティバス「i バス」については、平成 23 年 3 月 31 日から「こども運賃」について、50 円としてきておりますが、今回小田急バスの運賃改定に伴い、各種手帳所持者の「25 円」の改定につきましてはあらためて運賃協議をする必要があることから協議をお願いするものです。